

## 戸籍住民課から訂正とお詫び

9月号広報こまつしま(6ページ)に掲載しました「本人通知制度」のお知らせにおきまして、下記のとおり【通知の対象となる証明】の一部に誤りがございました。

誤) ※国又は地方公共団体からの公用請求、特定事務受任者が行う職務上請求は通知の対象となりません。

正) ※国又は地方公共団体からの公用請求、特定事務受任者が行う職務上請求のうち、裁判手続き等の代理業務のための請求は通知の対象となりません。

ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 【お問い合わせ先】

市戸籍住民課 (市役所1階①番窓口) ☎ 3 2 ・ 2 1 1 2 / FAX 3 3 ・ 2 2 3 4  
Mail:kosekijumin@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp

## 特定健診受診の電話案内を実施します

国民健康保険の特定健診受診対象の方に、下記のとおり市の委託を受けた業者から電話による受診案内を実施します。

【実施期間】10月上旬～11月下旬

午前9時30分～午後8時30分

【委託業者】株式会社 現代けんこう出版

【使用電話番号】 **0120・766・012**

※特定健診を受診済みの方にも行き違いで電話をする場合がありますのでご了承願います。

※電話案内に際して、口座番号の聞き取りや還付金等の金銭の振り込みを依頼することはありません。

### 【お問い合わせ先】

市保険年金課国保担当(市役所1階⑤番窓口)  
☎ 3 2 ・ 2 1 1 3 / FAX 3 5 ・ 0 1 7 3  
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp

## 住宅改修工事に伴う 固定資産税減額のお知らせ

既存住宅で自己負担分50万円を超える下記の改修工事を行った場合、申請により固定資産税が減額されます。改修工事完了後3か月以内に市税務課固定資産税担当まで申請してください。

※各改修工事ごとに要件があります。

### 耐震改修工事

改修した翌年度分の固定資産税が**2分の1**減額(認定長期優良住宅の場合は3分の2減額)されます。(1戸あたり120㎡相当分まで)

#### 【主な要件】

- ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ②令和2年3月31日までに改修工事が完了した住宅

### 省エネ改修工事

改修した翌年度分の固定資産税が**3分の1**減額(認定長期優良住宅の場合は3分の2減額)されます。(1戸あたり120㎡相当分まで)

#### 【主な要件】

- ①平成20年1月1日以前に建築された住宅
- ②令和2年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修後の面積が50㎡以上280㎡以下の住宅
- ④居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上である住宅
- ⑤これまでにこの減額の適用を受けたことがない住宅

### バリアフリー改修工事

改修した翌年度分の固定資産税額が**3分の1**減額(1戸あたり100㎡相当分まで)されます。

#### 【主な要件】

- ①新築された日から10年以上を経過した住宅
- ②令和2年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修後の面積が50㎡以上280㎡以下の住宅
- ④65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかの方が居住
- ⑤居住部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上である住宅
- ⑥これまでにこの減額の適用を受けたことがない住宅

#### 【お問い合わせ・申請先】

市税務課固定資産税担当(市役所1階)  
☎ 3 2 ・ 2 1 1 5 / FAX 3 3 ・ 3 4 0 1  
Mail:koteishisanzei@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp